

【ケース1】

(クーポンを組み込んだ) 県民向け宿泊プラン (以下「プラン」という。) のみを販売

販売期間	令和2年6月19日(金)～令和2年9月18日(金)			
プラン利用 可能期間	令和2年6月19日(金)チェックイン～令和3年2月28日(日)チェックアウト 分まで ※プラン利用での宿泊日は上記期間の範囲内において各施設で設定			
販売価格等	<p>(例)原価2万円(税抜き)の県民向け宿泊プランにクーポン4枚分を充当(1万円OFF)で販売価格1万円(税抜き)(又は1万1千円(税込み))と表示する。          ※税抜き価格からクーポンに含まれる補助金額を差し引いてから残った金額に消費税率を乗じてください。  <u>※プランの販売に当たっては、みやぎ県民「旅して応援！」キャンペーン割引プランであることを明示してください。</u></p> <p>また、宿泊プランの ①原価 ②クーポン値引き額 ③販売価格を購入者に分かるよう併せて明示してください。          宿泊時にはフロントで県民であることの確認をさせていただき旨を明示してください。</p>			
販売方法	宿泊施設(指定管理者等委任を受けた 補助対象者含む)		旅行会社(OTA含む)	
	店頭販売	Web・電話販売	店頭販売	Web・電話販売
本人確認方法	免許証等の提示	自己申告(住所等を入力・聴き取り)	免許証等の提示	自己申告(住所等を入力・聴き取り)
販売手数料	-		販売価格×手数料率(〇%)など ※宿泊施設と旅行会社(OTA含む)の間での取り決めによる	
プラン販売 上限	1施設1人あたり最大2万円分(クーポン8枚分相当)の割引適用分まで ※上記販売価格等(例)の場合は、2泊分までプランを適用。3泊目以降は原価となることを販売時に周知			
実績報告等	<p>①令和2年9月18日(金)又はプランの販売が完了した日のいずれか早い日から20日以内に事業経過報告書を観光協会長宛提出。</p> <p>②令和3年2月27日(土)又は全てのプラン購入者が宿泊を完了した日のいずれか早い日から20日以内に実績報告書、購入者名簿一覧、クーポンの半券及び領収書の写しを観光協会長宛提出</p>			
補助金返還	クーポンの半券枚数が割当枚数を下回った場合は、その差枚数分の額(交付決定額-販売額)を返還 ※返還方法は別途指示			

【ケース2】

ジモ・ミヤ・ラブ宿泊クーポン（以下「クーポン」という。）のみを販売

販売期間	令和2年6月19日（金）～令和2年9月18日（金）			
クーポン利用 可能期間	令和2年6月19日（金）～令和3年9月30日（金）チェックインまで			
販売価格	クーポン1枚2,500円(非課税)			
販売方法	宿泊施設（指定管理者等委任を受けた 補助対象者含む）		旅行会社	
	店頭販売	Web・電話販売	店頭販売	Web・電話販売
本人確認方法	免許証等の提示	自己申告（住所等を入力・聴き取り）	免許証等の提示	自己申告(住所等を入力・聴き取り)
販売手数料	－		2,500円×販売枚数×手数料率(○%) など ※宿泊施設と旅行会社の間での取り決めによる	
販売枚数上限	1施設1人あたり最大8枚まで 転売防止のためグループでの購入はできません			
実績報告	9月18日（金）又はクーポンの販売を完了した日のいずれか早い日から20日以内に実績報告書、購入者名簿一覧及び領収書の写しを観光協会長宛提出 ※クーポン利用分のサービスが提供されているか、県観光協会において立ち入り検査等を実施する場合があります。			
補助金返還	販売枚数が割当枚数を下回った場合は、その差枚数分の額（交付決定額－販売額）を返還 ※返還方法は別途指示			

【ケース3】プランとクーポンの両方を販売

それぞれケース1とケース2の条件を適用

ただし、実績報告については以下のとおりとする

- ①令和2年9月18日（金）又はプラン及びクーポンの販売が終了した日のいずれか早い日から20日以内に事業経過報告書を観光協会長宛提出。
- ②令和3年2月27日又は全てのプラン購入者が宿泊を完了した日のいずれか早い日から20日以内に実績報告書、購入者名簿一覧、クーポンの半券及び領収書の写しを観光協会長宛提出